

木造住宅耐震改修補助事業 (精 密 診 断)

精密診断とは

一般診断（耐震改修 STEP 1）の結果を受け、どの程度までの補強工事が必要となるのか、補強後の耐震性はどの程度になるのかを確認する診断になります。精密診断では、実際に壁を壊して内部構造を確認するなど、一般診断と比べて大がかりな診断となります。

対象となる建物

①旧建築基準法により造られたもの

※昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は供用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上の物）

②平屋建て又は2階建てのもの

③在来軸組工法で建築したもの

※在来軸組工法とは、柱、梁等の主要構造物が、木造の軸組によってつくられたものをいいます。プレハブ、パネル工法は非該当です。

耐震診断者派遣の申し込みができる方

①対象住宅の所有者かつ居住者

②町税の滞納がない者

精密診断に係わる補助額は？

精密耐震診断に要した費用の2分の1以内、13万6千円が上限になります。

耐震診断を行う業者等の条件は？

邑楽町・太田市・館林市・板倉町・明和町・千代田町及び大泉町の区域内の建築士事務所又はその区域内の建設会社に勤務する建築士法の規定により登録を受けている一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格がある者で、次のア～ウのいずれかに該当する者

①（社）群馬県建築士事務所協会から木造住宅耐震診断調査資格者の認定を受けているもの

②（社）群馬県木造住宅産業協会に木造住宅耐震診断士の登録をしている者

③（社）群馬建築士会が行う「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講を終了している者

提出書類について

- ①付近見取図
- ②精密診断に要する費用見積書の写し
- ③精密診断を行う者の資格（建築士）を証明する書類の写し
- ④精密診断を行う者が耐震診断講習受講修了者であることを証明する次に掲げるいずれかの該当する書類
 - 1) 社団法人群馬県建築士事務所協会の木造住宅耐震診断調査資格者認定証の写し
 - 2) 社団法人群馬県木造住宅産業協会の木造住宅耐震診断士登録証の写し
 - 3) 社団法人群馬建築士会の「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」に係る受講修了認定証の写し
- ⑤当該物件の全部事項証明書又は所有者を証明する書類
- ⑥当該物件に居住していることを証明するものの写し
- ⑦当該物件が昭和56年5月31日以前に建築されたことを証する書類の写し
- ⑧町税の納税証明書（完納証明）
- ⑨当該物件が共有物の場合にあつては、申請者以外の所有権者全員の精密診断耐震改修承諾書
- ⑩一般診断結果報告書の写し
- ⑪その他町長が必要と認めた書類

耐震診断者派遣の申込期間

令和7年4月14日（月）～9月30日（火）

耐震診断等に関するお問い合わせ
邑楽町役場 建設環境課 住宅政策係
電話 0276-88-5511（代表）
0276-47-5031（直通）

